

船舶事故調査報告書

令和2年1月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（灯浮標）
発生日時	令和元年7月8日 00時55分ごろ
発生場所	千葉県木更津港君津水路北西方沖（新日鐵住金君津第2号灯浮標） 木更津港東電富津火力新北防波堤西灯台から真方位021°1.2海里付近 （概位 北緯35°22.1′ 東経139°49.7′）
事故の概要	貨物船新陽丸は、北西進中、灯浮標に衝突した。
事故調査の経過	令和元年7月25日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 新陽丸、499トン
船舶番号、船舶所有者等	140121、豫洲汽船株式会社
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海） 航海士A、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 左舷船尾部外板に擦過傷 灯浮標 浮体上部及びレーダー反射板に擦過傷、上部架台の支持材に 曲損、同架台に凹損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 5、視界 良好 海象：波高 約1m、潮汐 下げ潮の中央期、潮流 微弱な南西流
事故の経過	本船は、船長及び航海士Aほか3人が乗り組み、北西方に延びる君津水路に沿って左舷方に圧流されながら自動操舵により約5ノットの対地速力で北西進していた。 船長は、見張りに当たらせていた航海士Aから、君津水路北西方沖に設置された新日鐵住金君津第2号灯浮標（以下「本件灯浮標」という。）の赤灯が左舷船首方至近になっている旨の報告を受けた。 本船は、船長が、航海士Aに本件灯浮標から距離を離すよう指示し、航海士Aが自動操舵装置の針路設定ダイヤルを5～7°回して右舵を取ったが、左舷船尾部が本件灯浮標に衝突した。 船長は、本件灯浮標と十分に距離を取っていなかった上、手動操舵で本件灯浮標から距離を離すよう指示すべきであったと本事故後に思った。
分析	本船は、左舷方に圧流される状況下、本件灯浮標と十分な距離をとらずに自動操舵で北西進中、船長が、自動操舵のまま右舵を指示したことから、右転が遅れ、本件灯浮標に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、左舷方に圧流される状況下、本件灯浮標と十分な距離をとらずに自動操舵で北西進中、船長が、自動操舵のま

	まで右舵を指示したため、右転が遅れ、本件灯浮標に衝突したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船橋当直者は、至近となった灯浮標等の障害物を避ける場合、手動操舵に切り換えて舵を取ること。</li><li>・ 潮流に圧流されながら低速で航行している場合は、灯浮標と十分な距離をとること。</li></ul>